

仕 様 書

1 件 名

燃やさないごみの選別・資源化業務委託(単価)

2 目 的

本契約は、廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用を確保することを目的とし、台東区(以下「区」という。)が収集した燃やさないごみの中から埋立処分することが適さない廃棄物(水銀含有廃棄物、小型充電式電池含有廃棄物等)の選別等を行い資源化する。

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 契約方法

区が運搬する燃やさないごみ1kgあたりの単価契約とする。なお、1kg未満は切り捨てとする。

5 受託者の要件

- (1)区が運搬する燃やさないごみを、「6 履行場所」に示す自らの保有する処理施設において適正かつ確実に計量、処理、資源化することができること。
- (2)国内で再利用できる安定的なルートを確保していること。
- (3)本事業を履行する上で必要な各種資格を有していること。
- (4)契約の際に、上記(1)、(2)及び(3)を証明する書類を提出すること。

※(1)については、自社施設であることが判断できる登記簿謄本又は各種許可証等を、(2)については、資源化処理委託の方法、処理後の資源化物(残渣を含む)の具体的なフロー図及び有価物の数量算定方法を明らかにした書類を、(3)については、処理施設の設置許可証又は工場認定証等を提出すること。

6 履行場所(引渡し場所)

台東区松が谷3丁目1番1号から受け入れ施設までの走行距離が原則15km以内に所在する施設とする。

7 業務内容

区が収集した燃やさないごみを引き渡し、受託者の管理・負担の下、自らの保有する処理施設で選別等を行い、資源化を実施する。その際、発生した資源化不適物(以下「残渣」という。)は区の費用と責任において回収する。なお、「金属類」「水銀含有廃棄物」「小型充電式電池含有廃棄物」(対象物は別紙参照)については残渣として扱わないこと。

また、本委託業務により処理、資源化された資源物は、その種類、数量等を区へ報告を行うこと。

8 予定数量

(1)選別数量 966,000kg

(2)資源化数量

①資源化可能物 ※②、③を除く 882,000kg

②小型充電式電池内蔵小型家電 30,000kg

③小型充電式電池及びモバイルバッテリー 6,000kg

※上記はあくまで予定数量のため、実際の数量には増減が生じる場合がある。

9 搬入等について

(1)搬入物について

区内で発生した燃やさないごみ

(2)搬入方法

日曜日を除く月曜日から土曜日(祝日含む)の収集作業日に、清掃車(新小型ダンプ車、小型排出車及び軽小型ダンプ車等)により区が搬送し、履行場所にて引き渡す。1日あたり20台程度の搬送を予定。なお、年末年始等により搬入台数が増加する場合は別途協議を行う。また、水銀含有廃棄物及び小型充電式電池のうち収集時に判別できるものについては、各専用ボックスにて分別後、搬入を行う。専用ボックスについては、安全な積み下ろしに協力すること。

(3)搬入日及び搬入時間

①燃やさないごみの搬入日は、履行期間内における各月の日曜日を除く1日から28日を予定する。なお、臨時で搬入が必要な場合は別途協議を行う。

②残渣の回収日は、履行期間内における各月の日曜日を除く1日から末日を予定する。

③燃やさないごみの搬入時間及び残渣の回収時間は午前8時20分から午後3時45分までとする。

(4)計量について

①区が搬入した燃やさないごみは遅滞なく点検・計量すること。

②他の自治体から引き取った燃やさないごみと混合して計量しないこと。

③燃やさないごみの選別後、残渣を計量すること。

④作業日毎の引取り量を記録し、本業務に係る数量調査や、その他調査の必要が生じた場合は、これに協力すること。

(5)処理方法

①点検・計量後は資源として適正に分別・処理すること。

②選別時に回収不適物を発見した場合には、混入状況がわかるように現場の写真撮影するとともに、可能な限りその現場を保存し、区の指示を仰ぐこと。

③分別された資源は国外へ輸出等することなく、確実に国内で再利用することが可能な事業者等へ引渡すこと。

(6)保管方法

- ①燃やさないごみの選別後、保管する必要があるものについては、種別ごとに適正に保管すること。
- ②小型充電式電池については、令和7年4月 15 日付環境省通知(環循適発第2504151)における、保管方法の基本的な考え方を参考にし、安全性に配慮して保管すること。

(7)責任の移転について

履行場所で区による引渡しが完了した時点をもって、燃やさないごみを原因とした事故に対する責任は受託者に移転する。

10 実績報告書

受託者は1ヶ月の作業終了後、翌月10日までに以下の(1)、(2)の書類を区へ提出すること。10日が閉庁日の場合は、翌開庁日とする。また(3)の伝票は、履行場所にて計量後に写しを区に提出すること。

(1)作業月報

作業日毎に以下の項目について記載をすること。

- ① 搬入量(kg表記とする)
- ② 残渣量(kg表記とする)
- ③ 搬入回数
- ④ 搬入時刻
- ⑤ 資源化物の品目別数量

(2)該当月分の資源化物の品目別数量報告書

(3)搬入計量伝票

11 支払方法

実績報告書により委託業務の内容を確認した後、受託者の請求に基づき月毎に支払う。

12 従事職員

- (1)受託者は、本業務を円滑に履行するために必要な技能を有した人員を確保すること。
- (2)受託者は、従事者に対して十分な教育を行い、事故等の発生を未然に防止すること。

13 機材等

受託者は、自らの費用負担において本業務に必要な機材を準備すること。

14 事前届出書類

受託者は、本業務を行うに際して、「業務着手届」及び「業務責任者届」「受入施設概要(名称、所在地、処理能力が記載されたもの)」、「受入後の資源可能物の資源化フロー図」等の必要資料を区に提出すること。また、履行期間中に変更等が生ずる場合には、事前に届け出ること。

15 立入検査等

区は、受託者に対して、燃やさないごみの品質状況、作業内容及び各種報告書ならびに伝票内容について、予告なく立入検査を実施することができ、受託者はこれを拒んではならない。区が同伴してきた者に対しても同様に受入れること。

16 安全管理

- (1)受託者は、業務の履行に際して事故などの発生を防ぐための安全措置を十分に講じ、万が一業務の履行に際して事故等が発生した場合は、直ちに区に報告すること。
- (2)受託者は、業務の履行に際して受託者の責めに帰すべき理由により、区または第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任においてその損害を賠償すること。
- (3)受託者の責に帰すべき理由により事故が発生した場合、区は何ら責任を負わないものとする。

17 禁止事項

受託者は、契約の履行に際して次に該当する行為をしてはならない。

- (1)受託者が、区が搬入した燃やさないごみを持ち出し、または他の用途に使用すること、並びにそのような行為に協力及び黙認をしてはならない。ただし、区の承諾を得たときは、この限りではない。
- (2)搬入量、搬入回数、搬入時刻、資源物の種類や数量の改ざん等、虚偽の報告をしてはならない。
- (3)受託者は、本業務中に知り得た事項を区の許可なく公表し、または、利用してはならない。
- (4)その他、本業務の遂行にあたり、区の禁止する行為を行ってはならない。

18 機密保持

本契約において業務上知り得た相手方の機密情報を第三者に漏洩し、開示し、或いは、本契約の目的以外に使用してはならない。なお、本契約に基づく機密保持義務は、本契約終了後も存続するものとする。

19 自転車の利用

業務遂行に当たり、自転車を利用する際には、受託者の責任においてヘルメットの着用に努める等、道路交通法その他の自転車の利用に関する法令及び都・区条例の規定を遵守すること。

20 ディーゼル車規制に適合する自動車による配送等

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成 4 年法律第 70 号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- (3) できるだけ低公害・低燃費な自動車を使用するよう努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

21 障害者差別解消法の遵守

本契約の履行に当たって、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

22 その他

- (1) 当事業は携帯情報端末等の回収が行われるため、セキュリティ管理がなされた環境下で処理が行われること。
- (2) 本業務に関連する法令、条例及び規則等を遵守すること。
- (3) 本事業の実施にあたり、業務全体の効率性および流通動向などについて随時、情報提供などを行うこと。これをもとに区と受注者により協議を行いより一層の効果的な資源化を図るように努めること。
- (4) 施設見学会など、区のリサイクル事業に積極的に協力すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項、その他不明な点について疑義の生じた場合は、区と協議の上決定する。

23 担当

環境清掃部台東清掃事務所

別紙

水銀含有廃棄物 対象物一覧表

① 蛍光管
② 水銀体温計
③ 水銀血圧計
④ その他水銀が含有するもの

小型充電式電池含有廃棄物 対象物一覧表

⑤ リチウムイオン電池
⑥ ニッケル水素電池
⑦ ニカド電池
⑧ モバイルバッテリー
⑨ ⑤⑥⑦が内蔵された小型家電(加熱式たばこ、電気かみそり等)
⑩ その他別途区と協議するもの

※国内製のものに限らず海外製のものも含む

※膨張・変形したものも含む